

北地区公民館喫茶室貸付に係る仕様書

1. 貸付物件

- (1) 喫茶室を営業するための市有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所、貸付面積及び最低貸付料（年額）

物件 番号	貸付場所	貸付 面積	最低貸付料（年間）
1	新潟市北区松浜1丁目7番地1 新潟市北地区公民館1階 喫茶室	21.20㎡	94,459円

※1 「最低貸付料」には、消費税及び地方消費税を含む。

※2 敷金・保証金は徴収しない。

2. 貸付期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日まで（5年間・更新なし）

貸付場所を公用または公共用に供するため必要になったときは、上記に関わらず、新潟市は契約の解除ができるものとする。

3. 貸付料

貸付料は新潟市が発行する納入通知書により、新潟市の指定する期日までに支払うものとする。

4. 設備・経費負担

- (1) 市が用意するもの（現に市設置しているもの）

- ・カウンター上部の戸棚

- (2) 出店者が用意するものおよび経費負担

- ・市が用意するもの以外に必要な厨房設備、備品、テーブル、カウンターなどの什器類
- ・本物件内の光熱水費実費相当額、清掃・ゴミ処理等の費用、電話機・通話料等

- (3) そのほか

出店者が勤務のために北地区公民館駐車場の使用を希望する場合は、施設管理に支障がない場合に限り、新潟市は使用を認める。その場合、出店者は1台につき月額4,000円の使用料を負担すること。

5. 貸付場所の返還

- (1) 貸付期間の満了または契約の解除により貸付を終了するときは、貸付期間の満了日または市が指定する日までに原状復帰すること。また、新潟市に対し、原状回復に要した費用、喫茶室設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求しないものとする。

- (2) 貸付期間の途中で契約を解除する意向がある場合、貸付終了日の遅くとも3か月前までに、その旨について新潟市への通知を行うものとする。

6. 貸付にあたっての遵守事項

- (1) 出店者は損害保険契約（借家人賠償）に加入すること。
- (2) つり銭等の現金や商品等については、出店者の責任において管理すること。
- (3) 休館日に館内設備の定期点検を行う場合があり、喫茶室内に作業員が入室して作業を行うため、その際は必要な協力を行うこと。
- (4) 契約締結にあたっては、市の認める連帯保証人を立てること。

7. 喫茶室営業に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、出店者がその責を負う。

8. 設備等の盗難及び破損

新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。

9. その他

事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社等による計画停電等による喫茶室売上の減少等については、新潟市はその責を負わない。

10. 参考データ

(1) 施設の概要

- ・施設名称 新潟市北地区公民館
- ・所在地 新潟市北区松浜1丁目7番地1
- ・規模 鉄筋コンクリート造3階建て
敷地面積2,625.15㎡ 延床面積2,071.49㎡
- ・駐車場 36台

(2) 施設利用状況（令和4年度実績）

- ・施設利用者 25,356人／年
(内11,517人は期日前投票者数及びフリースペースの利用者、334人は小中学生)
- ・年間開庁日 347日／年（うるう年は1日加算）
- ・開館時間 午前9時から午後9時30分まで
- ・休館日 毎月第4日曜日
年末年始（12月29日～1月3日）